

第76回 かながわ中央メーデー 平和・共生、確かな明日を

2005年4月29日(金・祝) 10:00～ 臨港パーク横浜市西区みなとみらい1丁目

記念式典

◇開会	◇議長団あいさつ	◇主催者あいさつ	
◇来賓あいさつ	神奈川県	横浜市	労働福祉団体代表
◇来賓紹介 友好政党関係他	◇スローガン(案)		
・メーデー宣言(案)提案	◇議長団(降壇)あいさつ	◇団結ガンバロウ	◇開会(あいさつ)

メインステージ お子さまプレゼント(会場入り口で先着400名様)

10:00 アトラクション	チャオズ・ビー <ダブルピアノ弾き語り> ものまねショー <ダンシング谷村>	11:15 記念式典
11:45 お楽しみ抽選会	13:00 閉 会(抽選会景品引き渡し終了)	

サブステージ

10:30 一輪車ダンス<アイズ・エル>	12:00 一輪車ダンス<アイズ・エル>
----------------------	----------------------

サブイベント 10:00～バザール

子どもコーナー(ミニ電車、スーパースライダー他)	横浜ベイスターズ & 横浜F・マリノスコーナー	行政コーナー
--------------------------	-------------------------	--------

お楽しみ抽選会お楽しみ抽選会

特賞 1本 旅行クーポン券	1等 2本 ギフトセレクション	2等 5本 ギフトセレクション	特別賞 神奈川県賞	横浜市賞
---------------	-----------------	-----------------	-----------	------

2005地域メーデー開催予定

地域連合	名 称	日 時(すべて4月)	場 所
川 崎	第76回メーデー川崎地区大会	29日(金)9:00～	川崎球場
三浦半島	2005年三浦半島統一メーデー横須賀集会	29日(金)9:30～	横須賀市三笠公園
	2005年三浦半島統一メーデー鎌倉集会	29日(金)9:00～	大船小学校グラウンド
湘 南	第76回メーデー湘南地区大会	29日(金)10:00～	茅ヶ崎中央公園
県 中 央	第76回県中央地域メーデー	24日(日)10:00～	大和市引地台公園野外音楽堂
西 湘	第76回西湘地域統一メーデー(平塚会場)	24日(日)9:30～	平塚市総合公園
	第76回西湘地域統一メーデー(秦野会場)	24日(日)9:00～	秦野市総合運動公園(陸上競技場内)
相模原津久井	第76回相模原・津久井地域メーデー	23日(土)9:30～	淵野辺公園芝生広場
厚木愛甲	第76回厚木愛甲地区メーデー	25日(月)18:30～	厚木市文化会館
小田原足柄	第76回小田原・足柄地域メーデー	29日(金)10:00～	小田原城二の丸公園

第15回神奈川シニア集会

高 齢 者 福 祉 の 充 実 を

神奈川シニア連合は3月11日、ワークピア横浜で第15回神奈川シニア集会を開催。全体で300名が参加し、高齢者福祉の充実をめざす「集会スローガン」「集会アピール」などを採択した。集会第1部は学習会。講師に連合本部総合政策局花井生活福祉局次長を招き「介護保険の見直しについて」と題し講演を受けた。第3部はアトラクション。女流講談師の一龍齋春水師匠が、身体的ハンディキャップを乗り越えて、強く生きた女性の一代記『手足無き人の人生・中村久子伝』を熱演。

金子元会長が厚生労働大臣表彰

現労協顧問で連合神奈川元会長の金子正昭氏が多年にわたる労働運動への貢献を認められ、厚生労働大臣表彰を受けた。3月23日、これを祝う会が催され、関係者や友人らが駆けつけた。

2005春季生活闘争 大手を中心に昨年を上回る状況

2005春季生活闘争は3月16日、JCグループおよび流通・食品関係を中心に、月例賃金、一時金など、続々と回答が引き出された。

多くの組合が、賃金カーブを確保し、一部の組合では一時金の満額回答や、ベアとは言えないが賃金上乘せ分についても回答を受け、昨年を上回る結果になる見通しとなった。今後は、すでに始まっている中小組合の春季生活闘争への取り組みが重要であり、今季最大の課題である「格差是正」にむけて全力で闘いを進めていく。

300人未満組合の賃上げは**4,809円**(506組合、連合中小共闘3月22日現在)

2005年春季生活闘争賃金改定第2回回答・妥結集計 2005/3/30

賃金改定方式	全単組ベース(2005年3月29日現在)			参考:同一組合における対前年比			
	到達水準 集計組合数	引き上げ額 対象組合数	引上げ率	到達水準 集計組合数	引き上げ額 対象組合数	引上げ率	
平均賃金方式	1,682組合	5,271円 1,324,343人	1.72%	1,462組合	+269円 1,176,832人	+0.06%	
個別方式	35歳A方式	273,378円 108組合	0円 278,004人	0.00%	±0円 78組合	±0円 244,566人	±0%
	30歳A方式	297,595円 45組合	0円 205,728円	0.00%	±0円 30組合	±0円 72,018円	±0%
	35歳B方式	282,139円 36組合	4,729円 44,497人	1.68%	+787円 29組合	+2円 40347円	0.00%
	30歳B方式	287,305円 3組合	7,933円 3,633人	2.76%	-450円 2組合	+2,200円 1,956人	+0.07%

<用語説明>

平均賃上げ方式／ 組合員の一人平均賃金の引き上げ額を交渉する方式。

個別賃金A方式／ 特定した労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職)の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

個別賃金B方式／ 特定する労働者(たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職)の前年度の賃金に対し、新年度(勤続と年齢がそれぞれ1年増加)いくら引き上げるかを交渉する方式。

改正育児・介護休業法が05年4月1日から施行

2004年に日本で生まれた赤ちゃんは112万1千人(政府・速報値)、4年連続の戦後最少となった。一人の女性が一生に生む平均子ども数(合計特殊出生率)は、03年で1.29(神奈川県は1.21)となり、こちらも戦後最低。少子化と超高齢社会の中で年金をはじめ社会保障制度の制度疲労や問題点もさることながら、社会保障制度の根幹を揺るがすことになる。

こうした背景をもとに、育児・介護休業法が改正され、次世代育成支援対策推進法がつくられた。これらの法では「義務」規定や「努力義務」があるものの、罰則規定はなく、今後いかに実効性を確保していくかが課題となる。労働組合の有無にかかわらず、制度の活用や就業規則の点検が必要となる。

介護・育児休業法の改正ポイント

改正事項	現行	2005年4月1日から
①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者(有期契約労働者)は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで対象家族1人につき1回限り。	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
③介護休業の取得回数制限の緩和	期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して(のべ)93日まで。

小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病

④子の看護休暇の創設

事業主の努力

気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。

2005勤労者植樹・下草刈り2005年7月23日(土)津久井町長竹北尾で実施予定**今月の連合の日 街頭行動展開に向け労働相談をPR**

職場環境改善など訴え街頭行動展開に向け労働相談をPR 3月11日、桜木町駅頭で開催。なんでも労働相談街頭行動の展開に向け、チラシなどを配布。連合神奈川白石会長らがマイクをとり、職場環境改善やサービス残業撤廃などを訴えた。

KANAGAWA LOCAL OF JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION (2)